成長産業化審査会事務処理規程例

令和○年○月○日制定

（目的）

第１条 この規程は、○○成長産業化審査会（以下「審査会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第２条 審査会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

（事務処理の統括）

第３条 審査会の事務処理は、事務局長が統括する。

（雑則）

第４条 審査会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。